

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月4日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所管理部門長 二階堂 英城

## 1. 調達内容

- (1) 調達物品及び数量 空撮用ドローン 一式
- (2) 調達物品の仕様 入札説明書による。
- (3) 納入期限 令和7年3月31日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「物品の販売」の業種「一般・産業用機器類」または「精密機器類」で「A」から「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付  
岩手県宮古市岐山4-9-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎  
電話 0193-63-8121  
FAX 0193-64-0134

② 郵送による交付  
封書に「空撮用ドローン 一式入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に270円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付  
任意書式に「空撮用ドローン 一式入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年10月10日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 応札仕様書に関する事項

競争参加者は、本物品を納入できることを証明する応札仕様書を提出しなければならない。入札者は下記6. 開札までの間において、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所管理部門長から当該応札仕様書に関する説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### (1) 応札仕様書等

郵便の場合は書留郵送によることとし、必着のこと。提出物の詳細は入札説明書による。開札は応札仕様書により納入物品が仕様を満たすことを証明した場合、下記6. にて行う。

### (2) 提出場所

3. ①に同じ。

### (3) 提出期限

令和6年10月21日 17時00分

## 6. 入札の日時及び場所等

### (1) 入札の日時及び場所

令和6年11月15日 14時00分  
岩手県宮古市崎山4-9-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所宮古庁舎 大会議室

### (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和6年11月15日 11時00分  
3. ①に同じ。

## 7. その他

### (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

### (3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

### (4) 契約書作成の要否

要。

### (5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

### (7) 詳細は入札説明書による。

## 8. 契約に係る情報の公表

### (1) 公表の対象となる契約先

次の①及び②いずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること。

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。 ※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。

※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。

※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

- (2) 公表する情報  
 上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名目、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名  
 ② 当機構との間の取引高  
 ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
 ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
 ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)  
 ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
 契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)
- (5) その他  
 当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge\\_requestnote\\_contract2.pdf](https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 購入仕様書

1. 品 名 空撮用ドローン

2. 数 量 1式

3. 仕 様

(1) 本 体

- ① 数量は1台とする。
- ② 飛行方式 マルチコプター式であること。
- ③ 機体重量 2,000g以内であること。
- ④ ホバリング精度 (ビジョンポジショニング使用時)  
垂直方向：±0.1m以内、水平方向：±0.3m以内であること。  
(GNSS使用時)  
垂直方向：±0.5m以内、水平方向：±0.8m以内であること。
- ⑤ 最大ピッチ角度 30°以上であること。
- ⑥ 最大角速度 ピッチ：80°/秒以上、ヨー：45°/秒以上であること。
- ⑦ 最大上昇速度 3m/s以上であること。
- ⑧ 最大下降速度 2m/s以上であること。
- ⑨ 最大飛行速度 15m/s以上であること。(無風時)
- ⑩ 最大飛行時間 標準カメラ搭載時、風速8m/s条件下で20分以上飛行出来ること。
- ⑪ 運用限界高度 150m以上の高度による運用が可能であること。
- ⑫ GNSS GPS、QZSSに対応していること。
- ⑬ 動作環境 -10℃～40℃間は問題なく動作すること。
- ⑭ 全 長 アーム展開時で650mm×650mm以内であること。
- ⑮ 高 さ アーム展開時で160mm以内であること。
- ⑯ ドローン本体に取り付けるカメラは標準的な可視カメラとし、以下の性能を有していること。
  - 1) 有効画素数 2,000万画素程度であること。
  - 2) センサーサイズ 25mm以上であること。
  - 3) 動画撮影画質 4K/30p以上であること。
  - 4) セキュリティ 記録メディアに暗号化したデータを、記録することが可能であること。
- ⑰ 電波法適合 電波法の基準を満たし、技術基準適合証明(技適マーク)を取得していること。
- ⑱ 装備品 機器使用にて必要となるバッテリー、充電器等を付属すること。
- ⑲ 使用環境 屋外使用に耐え、防塵・防水性に優れていること。
- ⑳ その他 運搬時はアームを収納することができること。

(2) オプション品

- ① 予備バッテリー 3本
- ② 充電器(複数本のバッテリーを同時に充電可能なもの) 1台
- ③ 予備プロペラ(飛行に必要なプロペラの枚数) 1式
- ④ ドローン収納用ハードケース 1個
- ⑤ プロペラガード 1式
- ⑥ スマートコントローラー 1台

(3) サイバーセキュリティの確保

納入機器等については、政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針に基づき、別添記載の各事項を満たすことを条件とし、サイバーセキュリティが確保され

た機器を調達するものとする。

(4) 情報セキュリティの確保

納入候補となる機器等については応札仕様書に記載し、水産研究・教育機構がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合は、代替品の選定やリスク低減対策等、水産研究・教育機構と密接に連携して見直しを図ること。

4. 納入場所 岩手県宮古市崎山 4-9-1  
国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
宮古庁舎
5. 納入期限 令和7年3月31日
6. 特記事項 納品後1年間において、当所の責に依らないドローン本体、付属品及びオプション品の故障又は不具合が発生した場合は、修理または交換等の保証を行うこと。
7. その他 (1) 請負業者は、紙媒体または電子媒体による操作マニュアルを提出すること。  
(2) 詳細は担当職員の指示に従うこと。

## 【別添】

政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針に基づき下記の事項を満たすこと。  
また、必要となる措置等についての対応状況を書面にて提出し、了承を得ること。

### (1) 無人航空機のサイバーセキュリティ上の機能に関する事項

#### ① 飛行情報の外部漏洩防止に関する事項

- 1) 当該無人航空機の飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。なお、飛行中のみならず、着陸後の飛行情報の取扱いについても同じ。）の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運航管理システムの運用者を含め、水産研究・教育機構の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。
- 2) （当該機体が航空法第131条の4ただし書の国土交通省令で定める場合に該当する場合）リモートIDなど、飛行情報を機体から発信する機能を備えている場合、操縦者が係る機能を停止することができるとともに、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運航管理システムの運用者を含め、水産研究・教育機構の担当者の許可を得ていない者による設定変更が一切防止されていること。
- 3) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

#### ② 撮影記録情報等の外部漏洩防止に関する事項

- 1) 撮影記録情報など当該無人航空機が収集する情報の送信先及び保存先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者を含め、水産研究・教育機構の許可を得ていない者による当該情報の取得が適切に防止されていること。
- 2) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

#### ③ 操縦不能や乗っ取り等による業務継続性の逸失防止に関する事項

- 1) 当該無人航空機の飛行情報（緯度経度、高度、速度、時刻、飛行映像、その他飛行又は操縦に関連する情報の一切をいう。）の送信先を網羅的に示すとともに、全ての送信先について、通信経路及び送信先における暗号化等の手段により、当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、水産研究・教育機構の許可を得ていない者による当該飛行情報の取得が適切に防止されていること。
- 2) ソフトウェアのアップデート等を行う管理権限者が明確であること。
- 3) 当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者並びに運行管理システムの運用者を含め、強制着陸、進路変更、飛行禁止区域の設定など、水産研究・教育機構の許可を得ていない者による操縦システムを経由した飛行への介入が適切に防止されていること。
- 4) 操縦電波の暗号化等の手段により、第三者によるハッキングなどの飛行への介入を防止するための措置が適切に講じられていること。

- 5) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

④脆弱性管理に関する事項

- 1) 当該無人航空機の製造事業者において、当該無人航空機並びにその部品及びソフトウェアのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。また、係る対策の具体的内容を書面等で確認できること。さらに、当該無人航空機のサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。
- 2) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

(2) 無人航空機及び主要構成要素のサプライチェーン・リスク等に関する事項

①サプライチェーン・リスク等に関する事項

- 1) 機器及びソフトウェア等の開発や製造過程及びアフターサービスにおいて、情報の窃取・破壊やシステムの停止等の悪意ある機能の組み込みや不正な変更が加えられるサプライチェーン・リスクを低減するための体制を確立していること。
- 2) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

②本社等が立地する場所の法的環境等に関する事項

- 1) 当該無人航空機及び主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者が、その本社等の立地する場所の法的環境等により、サイバーセキュリティの適切性が影響を受けない理由を示すこと。
- 2) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

③無人航空機の供給安定性に関する事項

- 1) 外国からの部品調達など、当該無人航空機又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）の製造事業者の供給安定性についてリスクを評価し、それに対する対応方策を示すこと。
- 2) 上記のために必要な措置が講じられていることを書面等で確認できること。なお、書面等の様式は任意様式とする。

(3) リスクが認められた場合の対応に関する事項

①調達時の対応に関する事項

- 1) 調達候補となる無人航空機については、あらかじめ水産研究・教育機構に対して関連資機材を含むリストを提出し、水産研究・教育機構が内閣官房との協議の上、サイバーセキュリティ又はサプライチェーン上のリスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、水産研究・教育機構と迅速かつ密接に連携し、直ちに代替品選定等を行うこと。
- 2) 調達候補となる無人航空機について、水産研究・教育機構から求めがあった場合、当該無人航空機を構成する部品及びソフトウェアの詳細に関する情報を提供すること。

②調達後の対応に関する事項

- 1) 当該無人航空機又は主要構成要素（フライトコントローラーその他飛行を管理するための部品及びソフトウェアをいう。）にサイバーセキュリティ又はサプライチェーン上のリスクが存在すると疑われ、又は水産研究・教育機構から係る指摘を受けた場合、ソフトウェアのソースコードの開示、追跡調査、立ち入り検査等、水産研究・教育機構と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、係る欠陥を直ちに排除すること。

以上